慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「信用の基本規定」をめぐって：一つの覚え書
Sub Title	On the fundamental concept of credit system
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1975
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.68, No.11/12 (1975. 12) ,p.831(51)- 839(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19751201-0051
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19751201-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

「信用の基本規定」をめぐって

——一つの覚え書——

飯田裕康

1

〔1〕 信用制度が展開する根拠が，資本の再生産過程にあることは自明のごとくではあるが，その基本要因を折出することは，従来必ずしも理論的にあきらかにされてはこなかった。後段で詳述するごとく，この論点の不明確なことは，信用論の直面する周知のアポリア，すなわち利子生み資本と信用制度との関連問題の解決にも大きな影響を及ぼしているように考えられる。また，これもこの論点への別の視角からの接近であるが，宇野理論によるこの問題への接近は，上述のアポリアを一見解決したかのごとくに見えるが，宇野理論では，資本の再生産過程を遊休貨幣資本の発生の機構とし，それをもって信用が展開される（相互「融通」として）根拠と考えるのである。したがって，何故相互融通がなされるのかでなく，いかになされるかが問題の中心を形成することとなり，信用の形態規定が専ら問題とされることになる。したがって，利子生み資本のごとく，それ自体は，信用の形態を具体的に表現せず，抽象的資本運動形態のみを論ずることは，原理的に，十分な理由があるものとはみなされていないのである。

信用の基本規定は，まずなによりも，資本の再生産過程が，信用を必然化する根拠をあきらかにする。さらに，信用が，一個の資本関係として展開されねばならない理由をもあきらかにするものである。この後者の論点は，信用の基本規定をめぐる従来の論議においては，十分注意されてこなかった点である。いいかえれば，従来の立論では，基本規定を貨幣の支払手段機能の成立とかかわる，信用の自然発生的基礎と，資本制信用形態との差異を説明する十分な論拠を用意しえないままに終っているといって過言ではないように思われる。そこで，いわゆる信用の基本規定の内容をあきらかにしなければならない。

〔2〕 信用の基本規定 (die Grundbestimmung des Kredits) なる用語は，マルクスによって『経済学批判要綱』(Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie 〔Rohentwurf〕 1857—1858, Berlin, 1953) 中，とくに資本の流通過程の分析のうちで最初に用いられた。まず，吾々は，マルクスの『要綱』（以下『要綱』からの本文中での引用は，例えば S.— ①—とし，前項に原書頁，後項に高木幸二郎監訳邦訳書頁を示す）での指摘をここに整理しておかねばならない。

『要綱』(S.551—2, ③ 608) でのマルクスの叙述によると，そこでは，資本の必然的傾向としての流通時間の短縮が信用の基本規定であることがあきらかに示され，同時に信用が「資本が自己を個別諸資本から区別して，すなわち資本としての個別資本が〔自己を〕それの量的制限から区別して措定しようとつとめる形態でもある」(同頁) とされている。ここでのマルクスの基本規定は，二重になされている。この二重性は，信用が再生産過程とかかわる論理次元の相違に対応した二重性なのである。

この基本規定は，『要綱』の「第2篇 資本の流通過程」中で与えられ，「資本一般」の限定とともに，流通過程の独自の把握に立脚してなされている。またマルクスが，流通過程を論じる視点は，一方で，生産過程に対立するものとしてみながら，他方で，競争という総過程の展開に対立するものとしてみている点——これは，時間の契機の止揚の現実的過程と『要綱』ではみなされている——とに，二面的に展開されていることにも注意しておかねばならない。まず，ここで明確にしておかねばならないのは，信用の基本規定が，

このような「流通過程」展開の制約に従った二元性を元来もつものではないかという点である。

a) 『要綱』における信用の基本規定の第一の側面——流通時間の短縮——について検討してみると，そこから以下にのべるごとき，諸点を特徴的に指摘しうる。

流通過程に，資本の総運動過程の一環ではあるが，マルクスはそれを，もっぱら時間の問題，時間的経過の問題として把握していることをまず指摘しておかねばならない。生産時間に対する流通時間の対立がここでの直接的問題なのであるが，再生産過程を全て時間の契機としてとらえようとする視点が貫徹されるのである。したがって，流通時間の短縮する資本の必然的傾向が信用をも必然化するとの規定において，流通時間とは，単に販売時間W—Gや購買時間といった，直接価値実現部面のみを指していわれているわけではないと理解されるのである。この点はのちの「固定資本」にかんするマルクスの所説に，いっそう明確になって出現する。

b) さらにマルクスの規定を抽象的次元でつかまえると，流通時間は，流通部面そのものの資本の再生産にとっての意義によって規定されてくるのである。それは，生産と直接対立し，生産過程の連続性を偶然的過程に変容してしまうのである。そしてこの偶然性の止揚が信用によってなされる（S. 434, ③ 472）のである。マルクスによれば，上記の側面は，「生産過程の直接的本性から生じており，したがって信用の必然性の基礎である」（同上）。ここにいわれる偶然性の措定は，たんにW—G—Wの偶然性のみを包括するのかどうか。

c) 偶然性の措定は，流通（過程）及び流通時間を資本にとっての制限として，資本の総体的把握との関連でつかむ視点を展開する。すなわち「資本の生産に特有な制限」（S. 441, ③ 479—480）の止揚として信用が把握されることになる。

この視点が信用の必然性と関連して明確にされている箇処（S. 517, ③ 569）で，マルクスは信用そのものを二重に——すなわち「制限」の止揚と，「制限」の一般化として——展開している点に注意しなければならない。b）との関連で言うと，信用は，生産時間をも流通時間化するのであって，それによって「制限」も一般化される，と考えられる。

ここに示された諸点は，「流通時間」概念のもつ内容の広範なことを物語るものといってよいであろう。したがって，これを，W—G，G—Wの過程に限定してしまうのは，マルクスの意図を正しく伝えるものとはいいえないであろう。これに関連して，興味深い点は，固定資本にかんするマルクスの所説である。

『要綱』の固定資本把握は『資本論』のそれとは視点を異にしている。[1] マルクスによれば，資本はすべて流動資本であって，それが「ある局面」に固定されること自体をすでに資本の制限と把握していた。したがって，流通過程における資本の生産にとっての制限は，二重に現われるのである。一つは流通時間そのもののもつ過程化された制限とも言うべきものであり，いま一つは，過程がある部面に固定されることによる制限である。この二つの制限を前提としたときに，われわれは，いわゆる固定資本がもたらす貨幣資本の周期的遊休という事態が，同時に信用を必然化する根拠ともなることをあきらかにしうる。[2]

〔3〕すでにみてきたように，『要綱』において信用の基本規定が展開されるについては，『要綱』でのマルクスの流通の取扱いによって影響され制約されるものであった。したがって，この規定を，それらの制約点を無視して，展開された信用論の論理をもって解釈することは無理であり，大きな危険を犯すことにもなる。この点はのちに改めてふれるとして，ここでは，さらに『要綱』における信用の基本規定の論理構造を分析しておきたい。[3] 『要綱』原書551—2頁にかけて展開されるマルクスの信用把握の基本的立場は，通常指摘されるように，551—2頁の周知の基本規定によって特徴的に示されているのではなく，原書553頁（③ 610頁）にあるつぎの一節である。

「すでにさきに示唆しておいたように，資本の二重で

注（1） 例えば，山田鋭夫「『経済学批判要綱』における流動資本と固定資本（上）」「経済科学」第51巻3号，1968，同「コンメンタール『経済学批判要綱』（下）」「講座マルクス経済学」7，1974.

（2） 最近刊行されたロシア語版マルクス＝エンゲルス全集所収の『資本論』第二巻 草稿の研究，とくに，松尾純「『資本論』第二部『第一草稿』（1864—1865年）について」，「経済評論」1975年10月号を参照。

（3） 『要綱』当該箇処にかんする研究として，深町郁弥『所有と信用』1971年，第二篇第一章，拙著『信用論と擬制資本』1971年，第二章，伊藤誠『信用と恐慌』1973年，小野朝男「経済学体系と貨幣・信用論」，岡橋保編『金融論体系』1969年所収，柴田信也「『資本論』における信用制度論」「経済学」（東北大）第29巻1・2合併号1968.

しかも矛盾した条件，すなわち生産の連続性と流通時間の必然性，あるいはまた流通（流通時間ではない）の連続性と流通時間の必然性とが媒介されうるのは，資本が諸部分にわかれるということ，すなわちそれら諸部分のうちの一方が完成生産物として流通し，他方が生産過程で自己を再生産するということ，そしてこれらの諸部分が交替するということ，《言いかえれば》前者が局面P（生産過程）へ還流するならば，後者はそこを立ち去るということによってだけである」。

すなわち，マルクスはここで，流通時間を生産が必然的に経過しなければならない局面として，一面では生産が連続的であるために必要な時間としてとらえることによって，生産と流通との間の弁証法的な対立・矛盾の関係をあきらかにしている。一方が時間の契機で措定されるためには，他方は資本運動の規定的局面になければならないとされているのである。そこで信用がもっぱら流通時間の契機に規定されて現われるものとした場合，そこには，生産の連続性の要請が，貫徹されるべき唯一の，過程全体の統一的契機として措定される。このような観点から，前述の「信用の基本規定」をみるとき，その論理構造の把握が可能となる。『要綱』周知の箇処は，大凡そ以下六つの項目からなるものと考えられる。(4)

A．信用の基本規定は流通時間のない流通であり，それは資本の必然的傾向である。

B．信用は諸個別資本がそれの量的制限かを打破しようとする形態である。

C．信用は資本集中を媒介する。

D．流通時間をもたない流通の一形態は，貨幣をたんなる形態契機として措定する信用の試み（Versuch）である。

E．流通時間をもたない流通は必然的に，流通時間に生産時間の価値を，すなわち価値を与えようとする試みである。流通時間のすべてを貨幣として，すなわち資本として措定しようとする試み。

F．流通時間は資本の時間であって，流通時間を短縮するための機械はそれ自身流通時間に属する。

上掲A～Fはマルクスの叙述の順に従って掲げたものである。その論理構造をみると，Fにおいて明示されているごとく，流通時間短縮の試みはすべて流通時間に属するということ，すなわち信用の試（Versuch）はすべて流通時間の問題に還元されるという基本規定がおさえられている。したがって，A項の規定は，たんにBから区別された，Bとは論理次元を異にする問題としてとりあげられているわけではなく，信用の試み全体を包括する規定とされていることは明白であろう。このような意味でAにおける「流通時間をもたない流通」（S. 551）の意味はひろく生産の連続性と流通時間の必然性という観点から把えられるべきものである。

しかし，資本の流通過程が商品の価値実現の過程を包含していることからすれば，これは，A項からB項への移行と類似した構造になっているとすることができる。

B項は，つぎのC項とともに，信用の試みの個別資本的過程を問題にしている。この個別資本的過程とは，『要綱』が本来展開することを予定していない論理段階であり，いわゆる「資本一般」には属しない過程である。

B項は，個別資本における資本（所有）の量的制限を打破するという試みである。「しかしながら資本が，この方向（in dieser Linie）でもたらす最高の結果は，一方では擬制資本である」（S. 552）。この「結果」と，C項の内容をなす集中とはこれまた一対の関係である。いずれも，資本の量的制限の打破の結果なのである。しかし，資本集中は，擬制資本のごとき形態規定ではなく，過程そのものである。

B項における擬制資本は，信用の作出する架空な資本一般を意味するのみならず，いわゆる擬制資本をも意味すると理解されうるのだが，いずれも個別資本の集積過程に信用が関与することの結果であり，その点で，諸個別資本の消滅をもたらすC項が，価値実現に要する時間，ないしG—W，W′—G′に要する時間の短縮なる内容をも含んでいるとすることは当然である。しかし，Aにおいて，それは直接的に与えられているものではなく，E項の含意するところである。すなわち，流通が生みだす貨幣を，したがって「時間」の具象化としての貨幣をたんなる形態契機にすることによって，貨幣を媒介しない流通——こうした意味で「流通時間」は具体的に示されている——を可能とし，貨

注（4）『要綱』の分析にかんして，深町郁弥氏は前掲書において，これを(1)～(4)の項目に区分して分析を加えておられる。そのうち小論との対比で大きく相違するところは，深町氏の(1)と(2)，小論のA～C項である。深町氏では(1)の流通時間の短縮・止揚と，(2)の資本所有の量的制限の止揚とが対比され，集積・集中は(2)の内容として把握されている。

幣を節約することが可能となるのである。したがって，まずAとEとは一対の内容をもつものとして把握することができる。他方E項は，信用の試みとして，流通時間を資本として措定しようとする試みでもあることを明示している。貨幣としての措定が直ちに資本としての措定になるとする規定であるかいなかの問題をここから理解することができる。そして，ここでマルクスが，「さらにすすんで」(in weiter Bestimmung) ではとことわっている点，Cでの集中の契機とは区別されえよう。『要綱』553頁に，資本が信用によって倍化されるとの指摘があるが，それに対応した叙述であるとみなければならない。

D項でマルクスは再び流通時間の問題に立ち返っている。ここではさきにみたように流通時間は，貨幣に対象化されるとの観点から，再び流通時間の短縮がひき合いに出されている。ついで，E項にみるごとき，流通時間に積極的に価値を付与する信用の試みが引き出されているのである。これは，あたかも，A項がB，C両項によって具体化されると同じ論理構造である。D項もA項と同じく，概括的規定として，したがって，A項の具体化として把握することができる。D，E両項の関連性を上記のごとく把えると，E項における流通時間の資本としての措定が，資本が諸部分にわかれて，流通過程と生産過程とを，それぞれ経過してゆくだけではなく，その間に資本が増加する仕方の一つとして示されていると考えられる。

上述のごとき視点から，この基本規定に関連するマルクスの記述を全体として特徴づけると，それはつぎのようになる。

流通時間の短縮は，資本の生産に対する制限，とりわけ，生産が連続的におこなわれることへの制限をとりのぞくのであって，それは，信用によってなされる。しかし，信用は流通時間の短縮を，流通時間の立場においてなす以外にない。信用は流通の現象である。したがって，流通時間を積極的に貨幣に，資本に転化しなければならない。これが個別資本の資本所有の限界の打破であり，同時に，諸個別資本の消滅とその再生産を結果する資本の集中である。言いかえれば，基本規定は，直接的な流通時間の短縮と節約に求められるものではなく，流通時間の資本化をも内容的に包摂しているといってよいであろう。このことから，資本の一部が固定資本として生産過程に固定された場合，一見そこから何んの空費も発生しないにかかわらず，そのことによって逆に信用の契機がいっそう積極的に形成されることになる。さらに，流通時間の短縮は，流通過程にある資本の相互関係としてなされるが，それが具体的に信用関係によってなされることによって，たんに流通における資本関係とは異った次元での資本関係——資本の流通関係——が措定されることが併せてあきらかになっているのである。

2

『資本論』における信用論の展開は，直接的には，第3部第5篇においてなされている。しかし，信用を『資本論』体系においていかに展開するか，といった方法論的観点は，『資本論』全3巻にわたって断片的に与えられている。ブラン問題等の周知の『資本論』体系の全般的特徴づけにかんする研究からもあきらかなように，信用にかんして，一方でマルクスはそれを特殊研究に属するものとして限定しながらも，基本的な理論の枠組みを示した。そして，そのさい，『要綱』以来堅持されてきた「資本一般」の厳密な限定は，事実上取り払われ，その内容は拡充されることになる。それにともない，従来は「資本一般」の外部に排除されていた問題が，新たに体系的に組み込まれることになった。そうした類の問題中，最も重要な問題点は，蓄積論であったといってよいであろう。

マルクスは，資本蓄積の問題を，それが資本を個別諸資本に分解する視点を当然ふくまねばならないという理由から，「資本一般」の外に留保する考えを，少くとも『要綱』段階では堅持していた。しかし，問題そのものは，マルクスによってかなり明確に把握されていたのであって，例えば，上述の基本規定の論理構造に表現されるようなものである。資本蓄積論が，『資本論』の第1巻で展開されるにいたった経緯はしばらくおくとしても，蓄積論の展開が，相対的剰余価値論に先行し，そこですでに個別諸資本の競争を外的強制因とした蓄積過程が労働生産力の上昇なる視点から把握されていたこと，このことは，『資本論』の蓄積論に個別諸資本の対抗を必然的にともなうような論理的諸前提を導入させることにもなったのである。これが，競争及び信用，ないしは株式会社等にかんする『資本論』第1巻第7篇でのマルクスの言及であった。マルクスは，周知のとおり，競争・信用を蓄積の二大槓杆として把握した。とくに資本の集中過程にとって，それらが，テコとして作用することを明確に指摘した点は，競争・信用の体系的位置づけを探る点か

らして重要な指摘であったと考えねばならない。

信用の取扱いが，一面，なお「資本一般」という枠組みを存続させつつも，競争とともに，資本の集中，すなわち既存資本の配分替えによる生産の集積なる方向に沿って明確にされたことは，信用の基本規定の，『資本論』段階での把握に大きな変化をもたらすことになったといえよう。むろん，このことは，生産と流通時間の対立的関連性のうちに，流通時間の短縮として，総体としての信用の必然的根拠を求める視点が決して失われたという意味ではない。この点を端的に物語るのは，第3部第27章「資本制生産における信用の役割」における信用の役割として掲げられている諸項目である。その詳細についてはすでに検討を加えてあるが，[5] 上記のごとき，信用の基本規定の『資本論』段階での措定なる角度からみると，そこではまず，利潤率の均等化の媒介なる「役割」が指摘され，ついで流通空費の節減，流通貨幣の節約，そして株式会社の形成なる順序で「役割」が列挙されていることはきわめて興味深い。

従来，信用論の通説においては，[6] この部分は，あくまで信用の役割についてマルクスが一般的に指摘したものであるとの解釈がおこなわれ，信用の基本規定との関連でこれを把えるという視角は十分定着していなかった。この第27章が，果たして信用の「役割」についてふれたものかいなかは，マルクスの第3部原稿が未定稿であり，エンゲルスの手によって事実上編集されたことも考慮に入れて検討が加えられる必要があろう。[7] これに関連して，最近問題にされるに至った現行『資本論』第3部の原初稿（アムステルダムの「社会史国際研究所」所蔵）との関係がまず注意されねばならない。[8] 第三部原初稿のこの第27章に相当する部分は，原稿頁で326ᵃからはじまるが，むろん章別，表題等はない。現行第25章「信用と仮空資本」に相当する原初稿317頁には「5）信用，擬制資本」なる標題が付されている。また，321頁には現行第26章の冒頭に相当する文章に先立って標題と思われる記述「貨幣資本の蓄積と利子率への影響」とカギかっこつきで示されている。それに対し，現行第27章にはそうした特別の記入はなく，„Die allgemeine Bemerkungen, wozu das Kreditwesen uns bis jetzt Veranlassungs gab, waren folgende:" と下線が施されている点注意しておくべきであろう。少くとも，ここには，マルクスが改めて，信用の役割について概括的記述を与えるというよりは，すでにこれまでに触れてきた信用にかんする一般的注意を，これまでの展開——とくに競争論——と，これからの展開とに関連させてのべることにあったといってよい。したがって，資本制生産において信用がいかなる役割を果たすか，といった問題は，これまで取り扱ってきた資本の再生産過程との関連において，いわば産業資本との関連においていかに規定されるか，換言すれば，必然性の根拠がいかに与えられるのかという点であったし，また，第25章で，原初稿では，317頁で5）として信用と仮空資本の問題をあつかい，ここで実質的に，利子生み資本の具体的展開の一部をあきらかにし，信用の仮空性ないし擬制性をあきらかにしたことをうけて，その擬制の展開の必然性を株式会社の形成として掲げた。これは，一般的には，産業資本に規定される側面から，利子生み資本自体の信用制度として概括されることになっているのである。[9]

現行第27章が，上述のような構造的特徴をもつものだとすると，それは，われわれがすでにみてきた信用の基本規定にかんするA項からF項までのマルクスの『要綱』の記述と，ある対応関係をもつことを類推しることになる。すなわち，利潤率の均等化の媒介としうて信用〔制度〕が必然化されるとする視点は，利潤率の均等化への傾向に内包される資本の再生産過程の諸契機，すなわち生産価格を中心とした市場価格の形成，生産物価値の実現の条件，資本の移動といった諸契機が，『要綱』において流通時間の必然性およびその短縮とした規定をすべて包含しているとすることができる。利潤率の均等化をもたらす，諸個別資本の対抗としての競争過程は，流通時間の積極的な資本化を

注（5） 拙著第三章を参照。

（6） 例えば飯田繁『利子つき資本の理論』日本評論新社1955年，渡辺佐平「信用の役割」『講座信用理論体系』II（1956年）。

（7） 佐藤金三郎「『資本論』第三部の草稿について(一)(二)(三)」「思想」，562，564，580，1971，1972.

（8） 佐藤，前掲論文参照。第3部原初稿については，筆者も1972年にアムステルダムにおいて調査する機会を得たが，その際に，また小稿においても，佐藤金三郎氏の前掲諸論文等から有益な示唆を得たことを，感謝の気持をこめて付記する。

（9） Marx-Engels Werke, Bd. 25, S. 457，邦訳，マル＝エン全集刊行委員会訳第4分冊562頁。

要請される。とくに個別資本が，特別剰余価値の獲得をめざしておこなう投資と，その結果としての貨幣の再生産過程からの遊離をもたらす固定資本の増大を考慮すると，このことはいっそう明瞭となる。まさに個別資本の生産条件を離れた流通の個別諸資本にたいする圧力を資本化してゆく過程を通じて，利潤率の均等化も達成される。したがって，第27章において第1に指摘される点は，いわゆる信用の基本規定そのものだといってよいであろう。

マルクスは，利潤率の均等化の媒介機構としての信用制度を問題とする以前に，すでに『資本論』第2部で資本の回転運動に即してつぎのようにのべている。

「かように単なる回転運動の機構によって遊離される資本は（固定資本の継起的還流による貨幣資本および各労働過程で可変資本に必要な貨幣資本と相並んで），信用制度が発展すれば重要な役割を演じなければならぬと同時に，また信用制度の基礎の一つをなさねばならぬ」（MEW Bd. 24, S. 284, 邦訳第3分冊345頁）。

ここにいう信用制度の基礎の一つは，総資本に占める固定資本の比重の増大の過程で生じるものであるが，まさに広義には流通時間の問題である。しかし，ここでの流通時間は，具体的には資本の回転運動によって規定されるものだとはいえ，貨幣として現われ，したがって，流通時間の短縮はそれの積極的資本化としてなされる。このことは，利潤率の均等化にさいして，個別資本によって実現過程の加速化とともに要請される事態である。したがって，前述の第27章における信用制度の必然性は，流通時間の二様の解釈の可能性に，蓋然性を付与するものとなっているはずである。

これと対照的に，信用による支払期限の短縮等によって貨幣の節約をもたらす信用の第2の側面では，もっぱら貨幣の節約を通じての再生産過程の加速化が考えられている。さきのわれわれの考察からすれば，これは，流通時間短縮の二側面の一面のみをみているにすぎないものといわねばならない。また，第3の側面としての株式会社の形成は，基本規定の別の一面，B項，C項にかかわっている。したがって，第1と，第2，第3の規定は，その性格が著しく異なっていると考えられ，第1の規定に，信用の基本規定が総括的に表現され，第2，第3はその個別の側面をとくに，対照的に表現したものとしなければならない。

3

利子生み資本と信用制度との関係は，従来の信用論研究の中心問題の一つであった。それは，この論点が『資本論』の信用論の理解にとって，最も重要なカギとなっているからである。利子生み資本が，信用制度の基礎範疇であることは一般的に承認されうるところであるが，いかなる意味で基礎範疇であるのか，についてはなお統一的な理解は存在していない。また，利子生み資本が，信用関係全体を資本の運動部面と規定するさいの，資本の基本形態であるとして，両者の関連を把握するにしても（深町，前掲書），信用関係のそれぞれの展開局面で，何が利子生み資本と規定されるのかが，明確にならねばならない。いずれにしろ，利子生み資本と信用制度との関連を理論的にあきらかにするためには，信用制度展開の基軸ともなる，信用の必然的根拠，いわば信用の基本規定の内容展開のうちに，利子生み資本を一つの，信用制度に固有な資本形態として必然化する契機が存在しているかいなかが，あきらかにされていなければならないであろう。

信用の基本規定は，資本にとって生産の制限となる流通時間の短縮を「流通時間」としてなさねばならない必然的傾向に求めることができた。これには，流通過程の積極的な資本化の契機も内含されていた。すなわち，流通時間の短縮は，貨幣の節約を通じて資本の節約をなすというだけでなく，流通時間それ自体に資本の規定性を付与して節約された貨幣に積極的に「資本」の規定性を与えてゆくものでなければならない。しかも，この過程は，資本が流通過程を社会的総資本として経過しなければならないことによって規定されている。すなわち，信用はあくまで，節約を時間の契機に動機づけられてなす。いいかえれば，流通の問題としてなす。流通時間の短縮を実現しうるような機構（Mechanik）は，かかる意味において，流通において，独自に貨幣を資本化する契機を用意しうるものでなければならないのである。しかもこの資本化は，再生産過程の内部においてのみならず，外部においてもなされる。社会的空費として脱落した地点においてなされる。すなわち，再生産過程の一環をなす資本の流通過程が，独自的に作出する空費の節約とそのための流通機構の独自性は，直接的な産業資本的資本流通とも，貨幣流通ともことなるものなのである。流通それ自体として，流通時間として資本規定を付与しうるもので

なければならない。このような資本への転化の必然性を資本の独自な形態を通じておこなうもの，それは利子生み資本以外にないのである。

またさらに，信用は社会的労働生産力の発展を個別資本の蓄積＝投資の社会的機構の形成によって促がされ，その過程で個別資本の再生産条件が市場価格水準によって与えられる競争関係に規定されて不断の資本動員の過程をも措定する，いわゆる資本集中過程を展開する。そこでは，他人資本の自己資本との「結合」が，資本集中過程で動員される資本の所有関係と資本としての機能との関連においてなされることになる。ここでは，たとえ機能資本家が相互に対抗・対立し合っていたとしても，所有と機能との関連が初発から想定されねばならない。この関係は，競争関係における産業資本家相互の関係とは質的にまったくことなった関係である。したがって，かかる所有と機能との関連の必然性は，信用の基本規定を，資本所有制限の打破として規定することによって明示されているといってよい。この所有から機能へという資本関係および資本運動は，従来の産業資本や商業資本の枠からはみ出た関係であり運動である。ここにも，信用の基本規定との関連で新たな資本範疇を措定する十分な理由があると言うべきだろう。

信用の基本規定は，上述のごとく，それの論理的展開に必然的に利子生み資本を措定する方向性を示しているといってよいのだが，このような両者の関連づけは，根本的には信用の基本規定の，流通時間の短縮の要請に由来するとはいえ，それが，たんなる貨幣資本の生産資本への転化，ないし商品資本の貨幣資本への転化にさいしてのみ要請されるものではなく，それらを資本として，独自の範疇として把握されうるごとき新たな資本関係を措定するものであることが自づとあきらかになってくるといってよい。すなわち，基本規定が信用を再生産過程に根拠づけるとはいえ，それは信用が，独自の資本関係として再生産過程に基礎づけられることなのである。信用は再生産過程において内的になされる価値増殖を，再生産過程にとって外部的過程として措定することによって，流通時間の短縮をより積極的になそうとするのである。このような関連性は，また，利子生み資本それ自体の論理構造からもあきらかにしうるところである。

利子生み資本は，最高度の資本物神の関係として，一面，資本―利子関係の本来の根拠をあきらかにしようとするものであるが，他面，それを独自の流通様式をもつ資本の運動形態とすることによって，一定価値額の貨幣が，所有資本として自立化し，資本の独自的存在態様となり，貸付なる契機によって流通資本の一つとなることが示されている。ここで所有は，それが前述のとおり機能から切断されているがゆえに――生産に対立するという意味で――まさに，流通時間の一部を構成するわけであり，したがって流通上の空費となりながら，それが所有資本として自立的姿勢をとることは，同時にそれが，所有資本としての形式をのこしながら機能資本に合体されねばならないことを意味しているのである。したがって，利子生み資本に独自な流通様式自体が，流通時間の短縮の一形式となっているし，同時に，この形式は，資本が，その個別資本的な資本の所有限界の打破をも現実化しうることに繋がっているといってよいであろう。ここでも，われわれは，信用の基本規定のもつ二面的性格について，それがたんに，並列的なもの，ないし，本質的なものと現象的なもの，として処理されうるものではないことを，再度あきらかにしうると考える。言いかえれば，基本規定は，この両側面の一体化したものなのであって，そのどちらかを，機能的に，信用の諸形態に即して現実化されるものだとは言いえないのである。

4

信用の基本規定は，信用の役割という『資本論』での視角に制約された形ではあれ，信用論研究者の間で取り上げられてきていた。例えば川合一郎氏の『資本と信用』(1954年) は，『要綱』の研究成果が世に問われる以前に，この基本規定について，つぎのように要述している。川合氏は信用を貸借取引と規定した上で，それが資本の再生産過程の外部にあって「究極的には再生産過程の外部に寄生した存在にすぎないのだが，にもかかわらず，産業資本の蓄積に対して重要な反作用を及ぼすのである。これが資本制生産様式における信用の役割といわれるものである。それは要約すれば，(1)流通費の節約と，(2)資本の集中を容易ならしめること，となる」(川合，同上，33頁)。そのうえで，「まず(1)の側面から，流通空費節約への努力は，この追加資本（個別資本家にとって生産に必要な資本――引用者）を自分の資本ならぬ他人の資本の借入れによって賄おうとする形であらわれてくる」とし，われわれが，すでに信用の基本規定の論理構造を分析したさいあきらかにした視点とも関連して，きわめて重要な指摘をされて

いる。川合氏のこの面での功績は，この役割規定にそって，信用論が展開されたことに求めることができるように思われる。そのため，利子生み資本と信用制度というアポリアにたいしては，信用における貸借取引の導出の契機として押えられるという論理的には非常に巧妙な処理をされているのである。(10)

無論，川合氏の展開にも，いくつかの問題はある。まず，流通費の節約は，費用として貨幣化される点に即してのみ把握され，流通時間という視点が欠落している点である。また，川合氏が(2)として示された資本集中の問題は，氏の著書『資本と信用』第三篇においてはじめて明示的に現出することとなり，そこでは株式資本の分析に集約されるごとく，商業信用および銀行信用との関連が明確ではない。そのため，流通費の節約はもっぱら貨幣の節約として，したがって，信用制度は貨幣材料の節約ないし「貨幣」の節約として把握され，資本の節約の意義とくに資本所有の量的制限の打破にかんしてのそれ，が明確にされなかったのである。

この点で，『要綱』における信用の基本規定の検討をふまえ，それを信用論体系構築の基軸とされて，積極的展開を意図したのは，深町郁弥氏である。氏は労作『所有と信用』(1971年）において，信用の基本規定を『要綱』において検出した拙論の方向をさらに発展させ，信用と資本の再生産過程との関連の主要契機として把握し，資本制生産における信用の必然性の論定なる視角からより積極的に展開しようとされる。(11)

深町説の特徴は，なによりも，先に引用した『要綱』の周知の箇処について，詳細な理論的分析を加えられた点に求めることができる。そこで氏は，『要綱』の「基本規定」はあくまで「資本一般」の範囲での「信用の基本理論」に限定され，それ以外の言及に，個別諸資本の相互的関連に関係するものとされている。例えば「『流通時間の止揚』の実現という論理段階との競争論上の次元との相違」（深町郁弥『所有と信用』1971年，131頁）を強調されるごとくである。深町氏は『要綱』における前掲のA項からF項の記述を(1)～(4)項に区分され，そのうちとくに上記の観点から問題となるのは，「流通時間止揚」という「資本の必然的傾向」が与えられる(1)項と，個別資本の資本所有の量的制限の止揚の形態とされる(2)項（筆者の分類ではB，C項に相当）とであるとされる。そして，この二つの項目の関連について，前者は，資本の価値増殖過程＝生産過程連続性の維持という「『資本一般』における資本の再生産過程とのかかわりでまず直接にいわれうる」（深町，同上，127頁）ものとし，これを基本規定として信用の基本理論の内容とされ，後者については，「一方において『流通時間の止揚』要請を実現する信用制度を前提とし，他方で個別諸資本の間における再生産＝蓄積過程における諸資本の集中・集積にいたるまでの競争を媒介として展開される，より高次の段階に属するものとして位置づけられている」（同上，128頁）とされる。さらに，D項の指摘を「貨幣節約への言及」（同上，128頁）とされて，「ところで，いわれている商品流通を媒介する『貨幣』をたんに形態契機として措定すること」という貨幣の節約，止揚の内容とするのは，商業信用が個別諸資本相互の間に取り結ばれることによる債権債務関係の連鎖形成，したがって「手形『流通』にもとづいて支払手段としての貨幣の現身での出現を未然に阻止することによる節約，止揚を意味していると考えられる」とされる。また筆者がE項として指示した点に関して，深町氏は，「商業信用による貨幣の出現を未然に阻止することによる節約の方向とは異って，銀行業が多数の個別諸資本と預金と貸付といった信用操作を媒介にして関係することによる，既存の貨幣の社会的節約，信用創造という方向を示すものと考えられる」（同上，130頁）とし，「それは個別資本が直接生産過程での価値増殖機能に従事させえない資本部分をさしあたり資本化する方法である。だが，こうした方向への論理的展開のためには，利子生み資本の形態規定が前提されているとともに，個別資本が再生産過程の各局面に分割配分され，したがって資本運動の連続性が想定されていることが条件である」（同上，130頁）とする。

上のごとき深町氏の基本規定にかんする理解は，『要綱』での厳格な「資本一般」への限定にてらして，その範囲内で容認しうるが，深町氏も言われるごとく，信用論全体へのパースペクティヴとの関連で展開される部分については，たんに『要綱』の取扱う範囲外の問題として処理されえない内容を有していると考

注(10)　川合氏の信用の役割の二方向からの把握は，氏の信用形態把握と関連する。氏によれば，信用は基本的に商業信用と資本信用としてなされる。これとほぼ同旨の見地は最近の生川栄治氏の諸労作にもあきらかにされている。例えば同氏，「金融資本と信用制度」I，「経営研究」113号，1971（大阪市大）参照。

(11)　他に柴田信也，前掲論文参照。

えられる。『要綱』における「資本一般」の限定は，対象の設定についてのあくまで方法的概念であることをまず想起する必要がある。それは，表象としての対象の分析過程で適用される概念であると同時に，再構成——理論展開——に対しても適用されるものであるとの二面的性格をもっている。したがって，「資本一般」には属しない対象も，分析過程においては重要な意義を有するのであって，事実上ノートの形式で，分析・再構成という方法的手続きを踏んでいない『要綱』においてはなおさらのことであろう。さらに注意されるべきは，『資本論』における「資本一般」にてらしてどうか，である。『資本論』においては，『要綱』のごとく厳格な「資本一般」の枠は保持されてはいないことは，たとえ，「資本一般説」をとるにしても否定しえない。したがって，『資本論』には，『要綱』段階で「資本一般」の枠外にとり除けられていた諸論点は，ある程度とりこまれていると考えられる。このことは『要綱』段階の「信用の基本規定」にかんしても妥当するのであって，『資本論』においては，信用の基本規定は，それのみをもってしては，基本規定として不十分な程に，対象が拡張されているとみなければならないであろう。『要綱』の基本規定についてもこのような角度から把握される必要があるように思われる。

これに対して，深町氏の場合，基本規定を流通時間の短縮として把えるとともに，これを事実上，商業信用関係に具体化されるものとされ，さらに，その内容を貨幣節約として把握されることになっている。これによって，「基本規定」と，それに付随した信用にかんする言及を統一的に把握されようとしている。ここからは，以下のような問題が生起してくるように思われる。

第一に，「基本規定」を再生産過程と信用との論理必然的な関連をあきらかにする重要な鍵だとしても，そこからは，せいぜい，再生産過程と商業信用関係展開の必然性のみがあきらかにされるにすぎないのではないか，ということである。そして，ここでは，貨幣節約が中心的内容となるとともに，それに規定される手形流通の展開が，割引を通じて，流通時間を積極的に資本化する側面，深町氏のいわれる利子生み資本化をも導くことを明確に把握しえない。

第二に，上述の点とも関連して，信用の基本規定と，利子生み資本との論理的関連が排除されてしまっている点である。このことは，氏の体系において利子生み資本が，銀行信用ないし擬制資本との関連において，金融市場論を媒介として把握されることとなり，商業信用を包含した全信用体系の基礎範疇としては，実質的に位置づけられえなくなっているのではないかと考えられる。この点大いに疑問としなければならない。深町氏は，この点にかんして明解につぎのように言われる。

「たしかに信用論は，信用の形態規定および機能にかんして，資本の再生産過程とのかかわりにおいて展開されなければならない。とすると，再生産過程の外部に自立した独特の形態規定をもつ利子生み資本から信用の形態と機能あるいは信用制度が論理必然的に展開されうるということにはならない。結論の先取りになるおそれがあるが，むしろ，信用論の対象領域をなす銀行信用，擬制資本といった信用形態と機能，さらには現実の金融市場の機構と機能のなかから，それらを貫くところの，これまでの論理段階とは異なった新たな資本の形態規定，資本所有形態を抽象的・範疇的に呈示することに，利子生み資本の信用論への前置の意義があると考えるべきであろう」(同上，115頁)。

氏によれば，信用論は二段階の論理で構成されることになる。すなわち，商業信用形態における資本の再生産過程に直結する側面と，銀行信用や擬制資本にみる利子生み資本の具体的運動部面としての信用形態と機能とにである。そして前者に流通時間の短縮を，後者に資本所有の量的制限の止揚をふり当てることで，氏の基本規定理解を一貫させようとするのである。

「利子生み資本の形態規定は，資本主義社会ではそのような抽象的なかたちでは存在しえない」(同上，115—6頁) とされるのはまさにそのとおりではあるが，だからといって，信用の基本規定とは無関係であるとみなすことができるであろうか。これにかんしては『要綱』の例の箇処の構造を，流通時間の短縮止揚にかんする側面と，資本所有の量的制限の止揚にかんする部面とに二分し，前者においてのみ，信用の再生産過程との関連の環を求める氏の見地それ自体に問題があると言わねばならない。

(経済学部教授)